

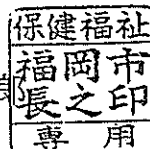


保国第638号
平成27年1月19日

記

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 石田 重森 様

福岡市長 高島 宗一郎



平成27年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (諮問)

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる公的医療保険の最後の砦として、これまでも大きな役割を果たしてきたところでございます。

しかしながら、社会経済情勢の変化により、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えており、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっております。今後も高齢化の進展等により医療費等は増大し、その運営はますます厳しくなっていくものと思われま

このような状況を踏まえ、国においては「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、国民健康保険制度の安定化を図るため、国保の財政運営の責任主体を都道府県とするなど、持続可能な医療保険制度を構築するための具体的な改革案を検討されているところです。

福岡市国民健康保険事業におきましても、財政運営は厳しい状況であり、収納対策の強化による収入の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制に努めているところでございます。

平成27年度の事業運営にあたり、こうした国民健康保険の構造的な問題や経済情勢等を踏まえ、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成27年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 52,682円 (前年度に比し、685円引上げ) とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成27年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 19,317円 (前年度に比し、685円引下げ) とする。

(3) 介護納付金分

平成27年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 19,639円 (前年度に比し、4,206円引下げ) とする。

2. 保険料の賦課限度額について

(1) 医療給付費分

賦課限度額にかかる政令が改正された場合、平成27年度の医療給付費分にかかる保険料の賦課限度額は、52万円 (前年度に比し、1万円引上げ) とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

賦課限度額にかかる政令が改正された場合、平成27年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、17万円 (前年度に比し、1万円引上げ) とする。

(3) 介護納付金分

賦課限度額にかかる政令が改正された場合、平成27年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、16万円 (前年度に比し、2万円引上げ) とする。

以上